

# 福島市老人福祉施設等整備費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市は、社会福祉法人が、特別養護老人ホーム等(老人福祉法第20条の3及び第20条の5に規定する施設)の施設整備などで市長が必要と認める整備事業を行う場合に対し、当該事業に要する経費について、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

## (補助金の対象及び額)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)及び補助金の額は、別表1のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

## (交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1)事業計画書(様式第1号)
- (2)申請額内訳書(様式第2号)
- (3)収支予算書
- (4)事業所平面図
- (5)見積書の写
- (6)次に掲げる国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨の申立書
  - ア 消費税及び地方消費税
  - イ 法人税
  - ウ 法人県民税
  - エ 法人市民税、固定資産税及び軽自動車税
- (7)その他市長が必要と認める書類

## (補助金の交付条件)

第4条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1)補助金の額に影響のない事業費の変更で、かつ、事業費(すでに当初の事業費を変更している場合においては、変更後の事業費)の20%以内の変更
- 2 規則第6条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める条件は、次のとおりとする。
  - (1)国税及び地方税の滞納がないこと。
  - (2)事業者は、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならないこと
  - (3)事業内容のうち、次のものを変更する場合には、市長の承認を得なければならないこと。
    - ア 建物の規模、構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更除く。)
    - イ 建物等の用途
    - ウ 入所定員又は利用定員
  - (4)規則第20条第1項の規定により、事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物について

は、市長が定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。

なお、市長が定める期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が平成20年厚生労働省告示第384号に定める期間とする。

- (5)市長の承認を受けて、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6)補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。また、別に定める「福島市老人福祉施設等整備補助事業に関する指導要領」に基づき行うこと。
- (7)補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならないこと。
- (8)別に定める施設整備運営事業者募集要項及び施設整備事業(大規模修繕等)募集要項等の定めに従うべきこと。

#### (変更等の承認申請)

第5条 補助金の交付を受けた事業者が、規則第6条第1項第1号及び第2号の規定により補助事業等の内容、経費の配分(軽微な変更は除く)、補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとするときは、補助事業等変更(中止又は廃止)承認申請書を市長に提出しなければならない。

#### (補助金等の交付)

第6条 規則第17条第1項の規定により、補助事業の完了前に補助金等の交付を受けようとするときは、老人福祉施設等整備費補助金部分払申請書(様式第3号)を市長に提出し、補助事業の出来高に応じて補助金の一部を請求することができる。

#### (補助事業の状況報告)

第7条 規則第12条に定める報告については、工事着工報告書(様式第4号)及び工事進捗状況報告書(様式第5号)により、市長が別に定める日までに報告しなければならない。

#### (工事検査申請)

第8条 事業者は、補助事業が竣工したときは、直ちに工事検査申請書(様式第6号)を市長に提出し、検査を受けなければならない。

#### (実績報告)

第9条 事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の中止の承認を受けたときを含む。)は、速やかに規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1)精算額内訳書(様式第7号)
- (2)収支決算書
- (3)工事等完成写真

#### (4)その他市長が必要と認める書類

##### (消費税等仕入控除額の確定)

第10条 補助金の交付を受けた事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。)が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第8号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に規定する報告があった場合には、補助金の交付を受けた者に当該消費税等仕入控除額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

##### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

##### 附 則

###### (施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

##### 附 則

###### (一部改正)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

##### 附 則

###### (一部改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度以降に交付決定を受ける補助金に適用する。

##### 附 則

###### (一部改正)

この要綱は、令和6年8月21日から施行する。

##### 附 則

###### (一部改正)

この要綱は、令和8年6月1日から施行し、令和8年度以降に交付決定を受ける補助金に適用する。

別表1(要綱第2条関係)

1 補助金の対象となる施設区分等及び補助金交付額の算出

	施設の区分	整備内容	補助単価 (千円)	補助基準額	補助 割合	補助交付額
1	特別養護老人ホーム (定員30人以上。ユニット型を原則とする。)	新設、増築	3,698	補助単価に整備床数を 乗じて得た額を、補助 基準額とする。	10/10	補助基準額と対象経費の実支出額 を比較して少ない方の額と総事業 費から寄付金その他の収入額を控 除した額の合計額とを比較して、 少ない方の額に、補助割合を乗じ た額を補助交付額とする。
2	1に併設される老人ショートステイ用居室 (ユニット型を原則とする。)	新設	1,849			
3	特別養護老人ホーム (定員30人以上。ユニット型を原則とする。)	大規模修繕等	1,400	補助単価に定員数を 乗じて得た額を、補助 基準額とする。	3/4	
4	3に併設される老人ショートステイ用居室 (ユニット型を原則とする。)	大規模修繕等	700			

2 補助金の対象経費

ア 整備(施設整備と一体的に整備されるものであって、市長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(イに定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)とする。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

イ 対象外経費

- (1)土地の買収又は整地に要する費用
- (2)既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することにより、効率的であると認められる場合における当該建物を除く。)に要する費用
- (3)職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (4)門、植栽、構内の通路等の外構整備に要する費用
- (5)その他施設整備費として適当と認められない費用
- (6)既の実施している事業に係る費用
- (7)現に当該事業の経費の一部又は全部について、他の補助金の交付を受けている事業に係る費用

3 整備内容

整備内容	施工内容
新設	新たに施設を整備するもの。
増築	既存施設の定員を増加するため、整備をするもの。
大規模修繕等	既存施設において、別表2「大規模修繕等の取り扱いについて」により整備をするもの。

## 別表2 大規模修繕等の取り扱いについて

### 1 対象事業

既存施設において、老朽化が著しく使用に堪えず、かつ利用者の安全等に影響が生ずるおそれがあるため、改修が必要となった施設及び付帯設備について、次のいずれかに該当する改修等を行うもの。

大規模修繕等の区分	施工内容
(1)施設の一部改修	一定年数(※1)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった外壁改修、屋上等の防水工事
(2)施設の付帯設備の改造	一定年数(※1)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事
(3)施設の冷暖房設備の設置(※2)	利用者及び職員の生命身体に直接的な影響を与える恐れのある、熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数(※1)を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4)その他大規模な修繕等	特に必要と認められる上記に準ずる工事

(※1)一定年数は、おおむね15年とする。なお、経過年数の算定に当たっては、当該既存施設の供用開始年月日から大規模修繕等を実施する年度の属する4月1日時点の経過年数とし、1年未満は切り捨てることとする。

(※2)天井、壁、窓枠等に固定して設置するものに限る。

### 2 補助基準

(1)大規模修繕等にかかる総事業費について、次により算出される額を下限額とし、下限額を超えない場合は補助対象外とする。

ア 別表2の1の(3)のみを実施する場合、3,000千円とする。

イ 上記アに該当しない場合、延床面積(m<sup>2</sup>)×4千円とする。ただし、10,000千円に満たない場合は、10,000千円とする

(2)建物の維持管理の義務を怠ったことに起因し発生したものや設計の不備又は工事施工の粗漏に起因し発生したものではないこと。

(3)「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の実施について」(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」第3の2(1)イ(社会福祉連携推進法人等に係る高齢者施設等の大規模修繕等支援事業)及びウ(国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業)の対象事業に該当する場合は、当該補助事業は対象外とする。